新型コロナウイルス感染症に対する迅速できめ細やかな対応と 学校等施設休業基準策定を早急に求める決議

5月25日、全国に発出されていた緊急事態宣言が解除され、本町において も6月1日付けで「かつらぎ町感染拡大予防ガイドライン」を策定し、感染予 防措置を取りながら、小・中学校の再開や公共施設の使用再開を行っているが、 第2、第3の波が懸念されるなど感染の脅威から脱したわけではない。引き続 き、3密回避を心がけ、新たな生活様式を取り入れながら、感染拡大防止に努 めることが重要である。

このような状況の中、本町において小・中学校や幼稚園・こども園等の学校 等関係者などが感染症患者や濃厚接触者となった場合、学校等施設の休業基準 がなく、管理責任を負う学校等施設において迅速な対応ができず、このままで は感染拡大防止の機会さえ失いかねないことが大いに危惧される。

よって、子どもたちが安心・安全に生活することができるよう、下記の事項 に十分留意し、きめ細やかな対応に取り組まれるよう強く求めるものである。

記

- 1. 学校等関係者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、直ちに学校等施設の休業を行うべく、本町独自の学校等施設ガイドラインを作成し、迅速に行動する対策を講じること。
- 2. 感染症患者や濃厚接触者への風評被害による差別や偏見が起こらないよう、 細心の配慮に努めた人権対策を講じること。
- 3. 町民に対し、正しい情報を迅速に収集提供すること。また感染症患者や濃厚接触者のプライバシーを保護し、町が責任を持って情報公開に努めること。

以上決議する。

令和2年6月10日

かつらぎ町議会